

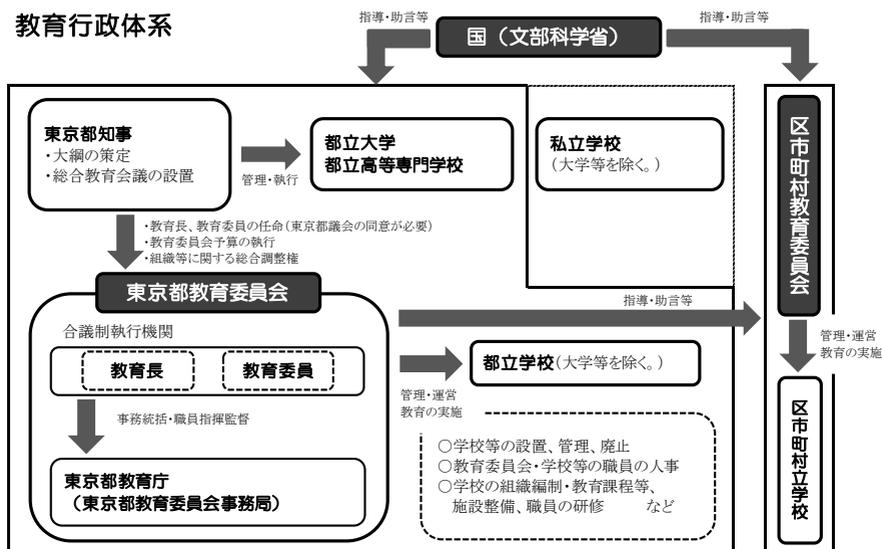
第2章 教育委員会

1 教育委員会制度

地方公共団体が行う教育行政においては、教育の政治的中立性と継続性・安定性を確保し、多様な民意を反映する仕組みとして教育委員会制度が採られており、地方公共団体の長から独立した合議制の執行機関である、教育委員会が設置されている。

平成27年4月1日から施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置、教育委員による教育長へのチェック機能の強化などの改革が行われた。

教育行政体系



2 東京都教育委員会の構成

東京都教育委員会は、教育長と5人の委員により組織されており、いずれも東京都知事が東京都議会の同意を得て任命するものである。教育長の任期は3年、委員の任期は4年である。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。また、教育委員は、教育長に対するチェック機能を果たすため、会議の招集や教育長が委任された事務の管理・執行状況の報告を求めることができる。

なお、東京都教育委員会の事務を処理するための事務局を東京都教育庁という。

(令和8年1月1日現在)

職名	氏名	任期 (就任年月日)	職業
教育長	坂本雅彦	自令6.10.15 至令9.3.31 (令6.10.15)	
委員 <small>(教育長職務代理者 第一順位)</small>	秋山千枝子	自平28.10.20 至令10.10.19 (平28.10.20)	医療法人社団 千実会理事長
委員 <small>(教育長職務代理者 第二順位)</small>	北村友人	自平29.10.6 至令11.2.27 (平29.10.6)	東京大学大学院教授
委員	宮原京子	自令4.3.13 至令8.3.12 (令4.3.13)	ファイザー株式会社 取締役執行役員
委員	高橋純	自令5.10.1 至令9.9.30 (令5.10.1)	東京学芸大学教授
委員	萩原智子	自令5.12.21 至令9.12.20 (令5.12.21)	一般社団法人日本知 的障害者水泳連盟 副会長

(1) 歴代の教育長

氏名	任期	氏名	任期
宇佐美 毅	自昭23.11.1 至昭25.3.9	坂本 光 一	自平2.7.19 至平4.6.30
川崎 周 一	自昭25.3.9 至昭27.10.31	市川 芳 正	自平4.7.1 至平7.5.31
加藤 清 一	自昭27.10.31 至昭29.6.30	市川 正	自平7.6.1 至平10.7.15
本島 寛	自昭29.7.1 至昭35.8.12	中島 元 彦	自平10.7.16 至平12.7.12
小尾 帛 雄	自昭35.8.12 至昭42.5.21	横山 洋 吉	自平12.7.13 至平17.6.22
野尻 高 経	自昭42.5.22 至昭46.6.17	中村 正 彦	自平17.6.23 至平20.7.12
日向 美 幸	自昭46.6.18 至昭49.7.7	大原 正 行	自平20.7.13 至平24.7.12
佐藤 文 男	自昭49.7.8 至昭52.7.2	比留間 英 人	自平24.7.13 至平27.3.31
児玉 工	自昭52.7.12 至昭55.7.15	中井 敬 三	自平27.4.1 至令元.6.30
平山 秀 親	自昭55.7.16 至昭58.5.26	藤田 裕 司	自令元.7.1 至令4.3.31
水上 忠	自昭58.5.27 至平2.7.18	浜 佳葉子	自令4.4.1 至令6.10.14

(2) 旧委員

(昭和31年9月以降)

氏名	任期	氏名	任期
辰野 隆	自昭31. 9. 24 至昭32. 3. 31	三輪田 芳子	自昭61. 3. 11 至平 6. 3. 12
大塚 肇	自昭31. 9. 24 至昭34. 3. 31	石井 公一郎	自昭62. 10. 5 至平 7. 7. 17
小宮 豊隆	自昭32. 4. 1 至昭34. 9. 23	三浦 朱門	自昭62. 12. 21 至平 7. 12. 20
田辺 繁子	自昭31. 9. 24 至昭36. 9. 23	石川 忠雄	自昭63. 10. 20 至平 8. 10. 19
河原 春作	自昭31. 9. 24 至昭36. 9. 30	岩間 英太郎	自昭63. 12. 25 至平 8. 12. 24
木下 一雄	自昭31. 9. 24 至昭39. 10. 2	緒方 四十郎	自平 7. 9. 29 至平11. 9. 28
大浜 英子	自昭36. 10. 5 至昭40. 10. 4	古橋 廣之進	自平 7. 12. 21 至平11. 12. 20
松下 正寿	自昭39. 10. 3 至昭42. 2. 24	鍛冶 千鶴子	自平 6. 3. 13 至平14. 3. 12
大田黒 元雄	自昭34. 10. 7 至昭42. 10. 6	清水 司	自平 8. 10. 20 至平16. 10. 19
田中 義男	自昭36. 10. 5 至昭43. 10. 2	國分 正明	自平 8. 12. 25 至平16. 12. 24
江上 フジ	自昭40. 10. 7 至昭44. 10. 6	鳥海 巖	自平11. 10. 1 至平19. 9. 30
柴田 周吉	自昭34. 7. 1 至昭45. 12. 20	米長 邦雄	自平11. 12. 21 至平19. 12. 20
湊 守篤	自昭46. 7. 13 至昭47. 7. 8	高坂 節三	自平16. 12. 25 至平23. 3. 10
正田 建次郎	自昭43. 12. 12 至昭52. 3. 20	川淵 三郎	自平23. 6. 24 至平24. 11. 22
寺川 文夫	自昭47. 7. 10 至昭54. 7. 17	瀬古 利彦	自平19. 12. 21 至平25. 3. 31
伊藤 昇	自昭42. 10. 11 至昭54. 10. 19	内館 牧子	自平14. 3. 13 至平26. 3. 12
蠟山 政道	自昭42. 10. 11 至昭54. 12. 25	竹花 豊	自平19. 10. 1 至平27. 9. 30
中村 元	自昭52. 10. 14 至昭55. 3. 31	乙武 洋匡	自平25. 2. 28 至平27. 12. 31
橘川 ちゑ (秋山 ちえ子)	自昭44. 12. 6 至昭56. 12. 20	木村 孟	自平16. 10. 20 至平28. 10. 19
久保田 キヌ (きぬ子)	自昭56. 12. 21 至昭60. 12. 20	大杉 覚	自平28. 1. 1 至平29. 7. 13
服部 謙太郎	自昭54. 7. 18 至昭62. 9. 1	宮崎 緑	自平27. 10. 1 至令 3. 2. 10
高橋 義孝	自昭54. 10. 24 至昭62. 10. 23	遠藤 勝裕	自平26. 3. 13 至令 4. 3. 12
村井 資長	自昭54. 12. 26 至昭63. 10. 19	新井 紀子	自令 3. 6. 15 至令 5. 9. 30
小尾 帛雄	自昭55. 4. 1 至昭63. 12. 24	山口 香	自平25. 4. 1 至令 5. 12. 20

3 活動

(1) 会議の開催と教育委員会の主な活動

会議は原則として毎月第2及び第4木曜日に定例会、必要に応じて臨時会を開催している。令和6年度は、定例会を19回、臨時会を1回開催した。

(2) 委員会審議状況（令和6年度）

（単位：件）

議案	条例の制定・改正依頼	5
	規則の制定・改正	4
	人事案件	15
	審議会等委員の任命・委嘱	5
	その他	19
	小計	48
報告事項		54
合計		102

(3) 制定改廃した東京都教育委員会規則

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

公布番号	規則名	公布日	施行月日	内容
15	東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則	R6. 7. 22	公布の日	全日制の学科をものづくり工学科に改める。
16	東京都教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則	R6. 10. 11	公布の日	児童手当法の改正に伴い廃止される措置に係る規定を削除する。
17	東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則	R6. 10. 11	公布の日	別表第一西部学校経営センターの項に立川緑高等学校を追加する。
18	学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	R6. 10. 11	R7. 6. 1	「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
19	東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則	R6. 10. 11	公布の日	別表一の項に立川緑高等学校を追加する。
20	東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	R6. 10. 11	R7. 3. 1	条例別表第一に項が追加となることにより発生する、規則において引用している項番のズレを整備する。
21	東京都立学校非常勤職員規則の一部を改正する規則	R6. 10. 15	R7. 6. 1	「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

22	教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	R6. 10. 30	公布の日	現行規則において令和7年4月1日としている特例制度関連規定の削除に係る施行期日を5年後の令和12年4月1日に改める。
23	教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	R6. 10. 30	R7. 6. 1	様式中、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
24	特別免許状に関する規則の一部を改正する規則	R6. 10. 30	R7. 6. 1	様式中、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
25	都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則	R6. 11. 29	公布の日	時間額について、常勤職員の給与の改定があった場合には、常勤職員の給与の改定期期に準ずる時期に見直す旨の規定を追加する。
26	都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則	R6. 11. 29	公布の日	報酬額について、常勤職員の給与の改定があった場合には、常勤職員の給与の改定期期に準ずる時期に見直す旨の規定を追加する。
27	都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則	R6. 12. 24	公布の日	勤勉手当の支給割合算定に係る成績率及び別表第3に定める時間額を改定する。
28	都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則	R6. 12. 24	公布の日	勤勉手当の支給割合算定に係る成績率及び別表第3に定める報酬額を改定する。
29	学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	R6. 12. 24	公布の日	学校職員の給与に関する条例第7条に規定する給料表の改定に伴い、別表第1及び別表第2に定める給料の調整額を改定する。

30	学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	R6. 12. 24	公布の日	医師等の処遇を確保する観点から初任給調整手当の支給限度額を引き上げる。
31	学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部を改正する規則	R6. 12. 24	公布の日	公民較差の解消のため、学校職員の給与に関する条例の一部改正による給料表の改定に伴い、知事の例により、宿日直手当額を改定する。
32	学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	R6. 12. 24	公布の日	公民較差の解消のため、学校職員の給与に関する条例の一部改正により勤勉手当の支給割合が改定されることに伴い、知事の例により、勤勉手当の成績率の上限及び下限に関する規定を整備する。
33	東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則	R6. 12. 24	公布の日	奨学奨護金の支給額等を改める。
1	東京都教育職員免許状再授与審査会規則	R7. 3. 25	公布の日	東京都教育職員免許状再授与審査会について規定する。
2	東京都教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	第2条第1項第8号に子育て部分休暇を追加する。

3	東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	しいの木特別支援学校の廃止に伴い、別表第一東京都中部学校経営支援センターの項を改める。
4	都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	子育て部分休暇に係る規定を新設する。
5	都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	子育て部分休暇に係る規定を新設する。
6	学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	子育て部分休暇の新設に伴い、規定を整備する。
7	東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	子育て部分休暇に係る規定を新設する。
8	東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	子育て部分休暇に係る規定を新設する。
9	学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	条例第13条の削除に伴い、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項について、規定を整備する。

10	学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	地域手当の勤務地の所在に応じた支給割合を改定することに伴い、知事の例により規定を整備する。
11	学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	採用時から新幹線等に係る単身赴任手当を支給するため、知事の例により規定を整備する。
12	学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	令和7年3月31日までとしている小笠原業務手当の支給期限を、令和10年3月31日まで延長する。
13	東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	令和7年3月31日までとしている小笠原業務手当の支給期限を、令和10年3月31日まで延長する。
14	へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	地域手当の勤務地の所在に応じた支給割合を改定することに伴い、関連手当について所要の調整を行うため、知事の例により規定を整備する。
15	学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	知事の例により、宿日直勤務に服した学校職員の勤務時間の要件を廃止する。
16	学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	任期付職員に係る区分を新たに追加する。

17	学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	知事の例により、勤勉手当の成績率の上限及び下限に関する規定等を整備する。
18	東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	別表（第3条関係）3特別支援学校の項に定める障害種別、課程及び学科を廃止する。
19	学校職員の在宅勤務等手当に関する規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	在宅勤務等手当を制定するため、知事の例により規定を整備する。
20	東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	教育庁の課として、総務部教育政策課の次に、教育計理課を追加する。
21	東京都教職員研修センター処務規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	附則第2項中の引用規定を改める。
22	東京都立学校非常勤職員規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	附則第2項中の引用規定を改める。
23	学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	附則第2項中の引用規定を改める。
24	学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	附則第2項中の引用規定を改める。

25	学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	附則第2項中の引用規定を改める。
26	教職調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	附則第2項中の引用規定を改める。
27	管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	附則第2項中の引用規定を改める。
28	学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	附則第2項中の引用規定を改める。
29	学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	附則第2項中の引用規定を改める。
30	学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	附則第2項中の引用規定を改める。
31	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	附則第2項中の引用規定を改める。

32	指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	附則第2項中の引用規定を改める。
33	指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	附則第2項中の引用規定を改める。
34	東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	R7. 3. 31	R7. 4. 1	附則第2項中の引用規定を改める。